

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画の変更申出があった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記のとおり、変更内容について意見を募集しますので、意見がある場合は提出してください。

1. 対象地区

羽田地区（奥州市水沢）

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

No.	地名	地番	地目	面積 (m ²)	変更内容	変更理由
1	黒石町字鶴ノ木	84-2	宅地	134.00	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	黒石町字鶴ノ木	47-1	宅地	125.00	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	羽田町字北鶴ノ木	46-2	畠	121.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
4	羽田町字北鶴ノ木	47-1	畠	596.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
5	羽田町字北鶴ノ木	49-1	畠	299.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
6	羽田町字北鶴ノ木	55-1	畠	650.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
7	羽田町字北鶴ノ木	98-3	畠	58.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
8	羽田町字北鶴ノ木	98-5	畠	10.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
9	羽田町字北鶴ノ木	100-1	畠	413.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
10	羽田町字北鶴ノ木	101-1	畠	29.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
11	羽田町字北鶴ノ木	101-2	畠	3.23	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
12	羽田町字北鶴ノ木	104-1	畠	80.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
13	羽田町字北鶴ノ木	177	田	52.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
14	羽田町字北鶴ノ木	198	畠	928.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
15	羽田町字北鶴ノ木	199-2	畠	115.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
16	羽田町字北鶴ノ木	204	田	198.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
17	羽田町字北鶴ノ木	205	田	72.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
18	羽田町字北鶴ノ木	205-2	田	26.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
19	羽田町字北鶴ノ木	231-1	畠	370.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
20	羽田町字北鶴ノ木	235-1	畠	179.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
21	羽田町字北鶴ノ木	235-2	畠	70.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
22	羽田町字沼尻	241	田	792.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
23	羽田町字沼尻	266	田	981.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
24	羽田町字沼尻	267	田	981.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
25	羽田町字水無沢	581	田	264.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
26	羽田町字水無沢	582	田	1197.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
27	羽田町字水無沢	582-1	田	3.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業

28	羽田町字明正	253-1	田	1905.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
29	羽田町字窪	79	田	1154.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
30	羽田町字窪	80	田	585.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
31	羽田町字窪	81-1	田	180.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
32	羽田町字窪	81-2	田	320.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
33	羽田町字窪	82	田	1035.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業

3.意見募集期間

令和7年12月19日（金）～令和7年12月26日（金）

4.意見の提出方法

「氏名」「住所」「意見の内容」をメールに直接記載し、以下のアドレスへ送信してください。

5.問い合わせ・提出先

奥州市農林部農政課人・農地プラン推進室（奥州市水沢大手町一丁目1番地5F）

TEL：0197-34-2371 FAX：0197-24-1992 Eメール：hitohouchi@city.oshu.iwate.jp